

令和 8年 3月 3日 議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 4日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第6号

佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例

佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月 4日

佐用町長 江 見 秀 樹

## 佐用町条例第6号

### 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例

佐用町営定住促進住宅条例（平成22年佐用町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 所得 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額の合計をいう。

第2条に次の3号を加える。

(3) 新婚世帯 入居可能日において、婚姻成立後1年以内の世帯、又は婚約中であって、入居許可日以降3か月以内に同居できる世帯をいう。

(4) 子育て世帯 入居可能日において、中学校（これに準ずる学校を含む。）就学中又はそれ以下の子を扶養している者であって、その子と同居する世帯をいう。

(5) 単身勤労者 町内若しくは近隣の市町村の事業所等に現に勤務し、又は勤務先が決定している者であって、入居の申込みにあたり勤務先代表者の同意が得られる者をいう。

第3条中「高齢者等」を「若者等」に改める。

第7条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（婚姻の予約者を含む。））があること。ただし、第2条第5号に規定する者にあつては、この限りでない。

(3) 入居しようとする者の所得が、町長の定める基準に該当すること。

第10条各号を次のように改める。

(1) 第2条第3号から第5号に定める者

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特別の事情があると認める者

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第17条第1項を次のように改める。

定住促進住宅の家賃は、1階から3階までは36,000円、4階から5階は32,000円とする。ただし、第2条第3号から第5号に定める者については、入居日から4年間は、別表に定める減免後の家賃を徴収する。

第19条第3項中「その月の家賃は1か月を30日として日割計算した額とする。」を「その月の家賃は日割計算による。」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表（第17条関係）

入居対象者	階数	減免後の家賃
-------	----	--------

新婚世帯	1階から3階	25,000円
	4階から5階	20,000円
子育て世帯	1階から3階	30,000円
	4階から5階	25,000円
単身勤労者	1階から3階	30,000円
	4階から5階	25,000円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (入居者の資格に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に定住促進住宅の入居の許可を決定され、施行日以後も引き続き入居する者については、この条例による改正前の佐用町営定住促進住宅条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定を適用する。

##### (家賃に関する経過措置)

- 3 施行日前に定住促進住宅の入居の許可を決定され、施行日以後も引き続き入居する者であって、改正前の条例別表に規定される高齢者等に該当する者については、改正後においても、旧条例別表に規定される家賃月額を徴収する。
- 4 施行日前に定住促進住宅の入居の許可を決定され、施行日以後も引き続き入居する者であって、入居決定時に改正後の佐用町営定住促進住宅条例（以下「新条例」という。）第2条第3号から第5号の規定に該当する者で、減免後の家賃を適用していないものについては、施行日から4年間に限り、新条例別表に定める減免後の家賃を適用する。